



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

210.4
2

殘櫻記

伴信友稿

附論

或人此下書を見因り論をきら。壽永の乱。尔木曾、義仲等。平家討むとして都を攻入する時。平宗盛公をはじめ。一族あわづかく都を落つ。安徳天皇、神器とあわづかく奉る。あひて西國のかくへ行幸。奉る。終た。都を後白河院法皇が御すのうち。後鳥羽院が御位。即けあわづかく。あひて此時天、下小天皇二むら御坐す。其世は生を遭。



たらまゝうのむ。ソノ是伐真ヨトの天皇とあふぎて仕奉スル。
きど。と論ハシメテ。既マニ栗山愿と云フる人ヒ保建大記タケシマノシキ
を論ハシメテ。至アリ以テ船擁ボウヨウ三器サンギ爲スル我ガ真主マジヌ。則シテ要質ヨウシツ鬼神カイジン而無
疑スル。百世ハチセ以俟スル其人ヒト而不惑スル。と以テ爲スル。ぞ大義オナエヤウ小もシモう御ミム盡
き。然テにそノ序シキうくる三宅緝明の論ハシメテ。以テ神器ジンギ之ヲ在ハ否フ。
ト人ヒト臣スル之ヲ向背コロハシ者ハシメテ議竟ヒヤウ不合ハハ。と以テ爲スル漢風カンブシよりシなら
ざる例ハシメテ儒者ブサ見スル。とおぼゆるそひの小コロ。と云フう。於
ソ総對ソウツイへくらむ。緝明スルの序文シキモン。その論辨ロンバンを詳シ
述ハシメテ。ソウの見スル知シづクけハシメテ。ちばらくお
矣マサニ。愿マニの此時ヒツキは遭ハシメテたらむシテ。安德天皇アンドウノミコトを真主マジヌと爲スル。

し。と云ふるは素ち全然無事あり。論らふあるもあらぬ事
事めぐら。其論らるるやう。かくもうちかも三種の神器
を擁護する所も线も。真主と為べま義形とす。一
道より決急する。神道の真理の趣を心得ず。世少は凶事
も相交まじ。あらへ其凶事比行せむ。在ぬべき。幽
き縁由を窺ひ悟る事のいまとしきが故に。然も論も決
めたるものなし。但し彼時より當す。安德天皇素より
天皇より坐しませむ。論ふあらじもあらむ。擁護奉す。平
家憎。併し天皇より射向ひ奉るべきもあらむ。假
令此時義仲等。皇胤の御子残取立候わらせ。神器を犯し

奪^{アシテ}上^{ミテ}。天皇と申て仰^{アシテ}御^{スル}事^{アリ}。安德天皇御讓位
御事^{アリ}。世^ニ御^{スル}事^{アリ}。天皇と仰^{アシテ}御^{スル}事^{アリ}。天皇と仰^{アシテ}御^{スル}事^{アリ}
で^{アリ}。然^ニ此^{天皇}。御事^{アリ}。後^ニ鳥羽天皇更^ニ神器^{アリ}。受傳^{スル}。皇統^{アリ}。
御事^{アリ}。天下知食^{スル}大御世^{アリ}。立^{スル}事^{アリ}。あれ^{アリ}。皇大
御祖神^{アリ}。幽慮^{アリ}。立^{スル}事^{アリ}。立^{スル}事^{アリ}。立^{スル}事^{アリ}。立^{スル}事^{アリ}。立^{スル}事^{アリ}
里^{カナ}。漢國^{アリ}。國王残^{スル}。その國を奪^{スル}。そ^ラ
王と^{アリ}。もの仕^{アリ}。あ^リ。ゆくし。ひそく。其義^{コトハ}
別^{コトハ}ある。壽永二年七月廿五日。安德天皇都を出^{アセ}
讃岐へ遷幸^{スル}。後都^{アリ}。後鳥羽帝代^{アリ}。
御位^{アリ}。別^ニ御位^{アリ}。即奉^{ラム}。神器^{アリ}。在否^{アリ}
尋下^{スル}。時八月十五日勘解由長官兼式

部^{アリ}。大輔藤原俊經^{アリ}。朝臣^{アリ}。勘文^{アリ}。神璽鏡^{アリ}。天照大神^{アリ}。賜^{スル}
皇孫天忍穗耳尊^{アリ}。永^ニ為^ス天^ニ重^ニ。以^テ太子^{アリ}。天津彦火瓊杵^{アリ}。尊^{スル}。
葦原中國之主^{アリ}。以來^{スル}。皇位相傳^{スル}。天下一統^{アリ}。夫^テ天^ニ之^テ所^レ授^ス。人^ノ不^{可^レ}
奪^ス。之^テ云^ス。而^テ事^{アリ}。不^圖。今^ニ縱散失^ス。神若^{アリ}。為^ス神^ニ寶^{アリ}。天^ニ漏^ス。云^ス。
今^ニ聖主^{アリ}。國^ニ祈^ス。天^ニ神^ニ應^ス。無^ニ疑^ス。と^云。然^ニ天^ニ皇^ニ神^ニ器^{アリ}
を傳^ス。古實^{アリ}。論^ハ當^ス。今^ニ聖主^{アリ}。以^テ下^ニの論^ハ當^ス。ど^シ。大義^{アリ}。小^ニ合^ス。あ^リ。う^タ。
論^ハ。時^ニ世^ニ詣^ス。私說^{アリ}。大義^{アリ}。小^ニ合^ス。あ^リ。う^タ。
此^ニ勸文^{アリ}。譏^ス。神器^{アリ}。御^ス歸^ス。座^{アリ}。御^ス事^{アリ}。申^ス。上^ニ御^ス事^{アリ}。
也^{アリ}。後^ニ鳥羽天皇^{アリ}。御位^{アリ}。定^ス。天下^ニ知^ス。食^ス。御^ス事^{アリ}。あり。之^テ御^ス事^{アリ}。
大御祖神^{アリ}。大御祖神^{アリ}。有^ス。大神^{アリ}。み^ス。殊^ニ御^ス事^{アリ}。也^{アリ}。其^ニ當時^ニ甚^ニ
も^{アリ}。其^ニ議^{アリ}。申^ス。正^ス。其^ニ道^{アリ}。然^ニ此^ニ勘文^{アリ}。辨^ス。奉^ス。至^ス。事^{アリ}。其^ニ之^ニ神^{アリ}。偶^{アリ}。中^ニ有^ス
熟^ニ。其^ニ議^{アリ}。申^ス。正^ス。其^ニ道^{アリ}。然^ニ此^ニ勘文^{アリ}。色葉字類抄^{アリ}。載^ス。多^ニ見^ス。此^ニ件^{アリ}。
引^ス。他^ニ書^{アリ}。載^ス。少^ニ。此^ニ件^{アリ}。此^ニ件^{アリ}。此^ニ件^{アリ}。此^ニ件^{アリ}。此^ニ件^{アリ}。

玉海は安徳天皇平氏の為都を出させたり事記
し。翌升六日の下に泰法皇御所。依召參御前余奉問
條く之不審。一者神璽給失之事。之ゆる下の分書尔去治
承四年之頃被盜取之由有其聞重不失。昔不存と注テ
ある。法皇の御答なり。其も神璽の在在。尔由を付せ
まひかぬ。頓よ虚言あつて。新帝成立すやうぢやく。三種の神器を受ける事を付せ
祚み議どもを記す。又文治元年は神璽内侍所入洛し
う。宝劍の海は沈みたる由の事を記す。この
事正しき古書とも尔も見ゆて。今うちよ申多き。も
あらざきどり。件の玉海の法皇の御言ひもく見く。
いぬかり。於りよ人のゆうむ事の忌やうも。うそり
て書添なほひも。元弘の乱は北條が計よりく。か
くも後醍醐天皇を隠岐尔移し奉り。都みく光嚴帝残
立まわらせけ。尔所をせど。あらく神器をも得ずを
き。天皇御軍を興し。北條を誅さう。光嚴

帝を廢して神器残取還。もとのごとく内裡尔還幸
へらせて居ひ。然るをその都外に坐して神器を
持て。せある。間。天皇は非とどる義や。而
るべ哉。後は同天皇足利が暴逆を避く。神器を奉持
まく吉野の行宮。出坐し。其を天皇と仰ぎ奉り仕奉らむ
事へも。より論ふ。まともあれぬを。明徳は南北御和睦
ゆき。御讓位の義をも。神器を後小松帝は御授へ
る。後の偏。尔後小松帝残天皇を仰ぎ奉るべき大義を
も。あきはく。うのく。ひまうも。ゆらば。但し其後嘉吉が

南方の宮アマミノミコトより人ヒトも起アリ。神靈ミツコト伐スルし奪ハサウエ奉スル。十
年あり吉野の山中ヤマナカに於アリ。事アリ。論者も
し此時アリ遭アリてアリ。事アリ。論者も
三種ミツコトの中アリ。亦アリに神靈ミツコト。高天原タケミカツチ天照大御神
の大御ミコト。皇孫尊ミコトノミコト。授スルたまタマ。天津靈ミツコトノミコト舊ミコト真
の神寶ミツコトノミコト。御代御代の天皇の大御許ミコトモト。御ミコト也アリ。故アガシに
御護アガシ。然る禍事アガシ。御事ミコト也アリ。其アガシ之アガシ
禍事アガシ極キミ矣アリ。事アリ。事アリ。事アリ。事アリ。事アリ。事アリ。
是原より天津日嗣ミツコトノミコト御事ミコト。天照大御神の御事ミコト。依アリ。之アガシ
は小アリ。三種ミツコトの神寶ミツコトノミコト。堅石カムタナ。常石トキハ。天地アメツツと共に動能

く。鎮坐アリ。べき理アリ。はやく神世ミツコトノミコト小定アリ。御事ミコト也アリ。
是をアリ。天皇アマミノミコト大御許ミコトモト歸スル。入アリ。セキアリ。ひよき。
此後漸アリ。よ世アリ。中靜アリ。つひ。古アリ。もまづ神ミツコト。禹アリ。免
す。是大御世ミツコトノミコト小立アリ。り。趣アリ。殘櫻記アリ。云アリ。云アリ。
が。あ。と。ち。翁アリ。か。大事アリ。殊アリ。熟アリ。神代ミツコトノミコト根本モト也アリ。
眞寶マコトの道理アリ。小も。大アリ。づ。き。も。う。事蹟アリ。誓カガ。合セ。

辨アリ。そ。ど。は。と。道アリ。學アリ。されど。今。か。く。うち
ひ。か。つ。る。論アリ。い。そ。ま。く。も。ゆ。し。く。か。く。と。も。畏
き。り。ぞ。も。禦アリ。

○か。書アリ。置スル。後。近頃。或。人の。說。建禮門院。右京大夫。

集よ。壇浦少く安徳天皇御事ありける御所をす。ぬ
残記ある文小門院入水御トドケテスギ渡邊黨源五、右
馬丞熊手ともつゝあ種シロと奉る。按察の局同トく
存命を。但一先帝つひり浮御せ。今上是ハ御存
命とうんくともあせり。うの今上御存命ミモ。安徳
天皇の御事を申せるなり。そのうみ建禮門院の女房
みくあきらむ右京大夫ウエノウキラ書あるせる集行
くわを詔せば。お彼カミ真實の御マコトあきらめありく。残
表タヌ小を海シマに入リ崩ハリませる。源氏を
欺ハシムき。天皇をカタホド邊陲カタハシは潛幸ハシメテ奉スル。あひ
建タツ祭ミサ奉スル。八幡宮と称スル。海シマ別タタへと云ふ
所ス。天皇比御劔ヒタチタケ残祭ハシメテ社もあり。鉢大明神と称スル。
うちこの天皇は社奉スル。門脇宰相平國盛卿ヒラタケタケヒヨウコクセイ。平國
尊卑分脈スル。又宰相ヒラタケタケヒ二男スル。官位見スル。門脇中納言教盛卿ヒラタケタケヒヨウコクセイ。二男スル
此傳說マアトナラヒヨウ。行在カタハシ手勢ハンドウ百人ハンドウを率スル
來スル。とといひ傳スル。國盛卿ヒラタケタケヒヨウ黨タチの子孫八家

今阿波國祖谷イヤとりふ山中ス。此地名イニヤとスル。祖谷イニヤと書スル。舊蹟カタハシ。文治二年正月朔
安徳天皇の潛幸ハシメテし。日ヒ崩ハリませる由語傳タタキ。栗枝渡クリシタケとスル所スル御陵ミツマツリ。歸空梁天大禪定門と法号ハシメテ奉スル。後アフタ其處スル祠ヒノミ字
建タツ祭ミサ奉スル。八幡宮と称スル。海シマ別タタへと云ふ
所ス。天皇比御劔ヒタチタケ残祭ハシメテ社もあり。鉢大明神と称スル。

あり。其古事記も成海語と傳へる由。今
一記を紀行の書たり。又豊前國小倉領隱蓑村と
以ふ山里。安徳庵とりふ寺あり。先祖も同天皇潛幸
の御隱所あり。陵又侍臣の墓たり。又長門國豊浦
郡下関小。皇陵山阿弥陀寺とりふがある。同天皇の御
影堂もある。宸儀八歳の御木像あり。左右は平氏の
公卿たちが画像を掲ぎ並べたり。天皇潛に此地を遁き
幸り。崩ちたりと云傳す。又近き頃櫛津國能瀨の
山中ふ。同帝の潛幸しき。一所羽柴うて。そのうち仕
奉る官人。其御事記置易文を持傳たるものありと

其寫城もうちうらや狹を極め。天皇世を憚るのみ。
所く潛幸の地城替へあるを。うきべの誤傳へ
するが事明なり。とくに。うきべの海中入て崩落せる水を
らぐる事明なり。とくに。うきべのみじきをびとを
るうきべ。うきべ三種の神器の御ゆへ。おの。おの
づのうきべの御ゆへ。かくとも。うきべの凶説な
り。つゞ今其説のむがむからる由を論ひ定むべし。まづ
その右京大夫集に詞也。上のうきべを云くの歌也。次
ふ。ひき低て。あぐまかく。ミル。ひき。壽永三年二月云く。
と吾妻鏡の本文を假字よ書くを注ぎ。そまく因え

と又同ド。同書の門院以下凡本文を注セヨ。もとより集の詞にハシラビ。其を普通の印本よりあきど。寫本でも。又群書類從々收ある。訂本よりも在らば。後人吾妻鏡の文を抄^{ソナ}出て書入たるが。集は本文の詞小纏入するものなり。形を以ちて此右京大夫。天皇都を出るまゝの時より。都小止よりて在リ。趣集中小見えを明るるやのを。らそひもる吾妻鏡の本文也。元暦二年三月廿四日の條。於長門國赤間関壇浦海上源平相逢。各隔三町云々及午刻平氏終敗傾。二位禪尼持寶斂。按察局奉抱先帝^{春秋八歳}共以沒海底。建禮門院入水御之處。渡邊

黨源五馬允以熊手奉取之。按察局同存命。但先帝終不令浮御。若宮^{今上}兄者御存命。云云。とある文の門院入水御之處。とりふたり云々アセ。集は書入するりのなり。但し其中少。今上是の御存命とある。本文は若宮^{今上}兄者である。若宮の二字を脱し分注殘本文である。兄を是と誤りするものあり。れの如も前より此集の印づい。たまにアセ。とある吾妻鏡よ。この後四月十一日の條。西海罷脚參申。平氏討滅之由。廷尉進一卷。記中原信^中。是去月廿四日於長門國赤間関海上^中。先帝沒海底。御^下若宮弁建禮門院無為奉取之^中。内侍所神璽御座寶剣紛失愚

慮之所^レ覃奉^ル搜求之^ヲ_ノ見え^テアリ。さも吾妻鏡小若宮残
今上の御兄と注^シ多^シ。諸書を僅考る^ハ。高倉天皇の第
二皇子。^{平義範女。}少將局腹。惟明王の御事^{ムカシ}。安德天皇は御弟。後
鳥羽天皇は御兄なり。さる残今上御兄と記^シ。當時
既^ス都少く。後鳥羽天皇御位を知食^シ。後^ノノ^{カニ}
づる^ハ故歟。源平盛衰記^ヨ。此王は御事を。此宮^ハ當時
の帝比同^シ。御腹の御兄。も^レの事^ハら^バ備君ま^ドと。二
位殿^{ヤハシ}。しき具^シあらわす。今年七歳[。]
あらせあらとみえ。又愚管抄^ヨ。二位尼の養む^サあらを
御船^ヲ乗^セ奉^ス。由^ハる^シらむ。此王の御^ハり^ミ